

アンケート調査の実施（案）について

1 目 的

障害者基本法においては、地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるにあたり、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めることとされています。

また、障害者総合支援法、児童福祉法においては、市町村が計画を作成するにあたり、障害者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情（以下「障害者等の実態」という。）を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努めることとされています。

障害者等の実態、意見を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当該内容を把握するための調査を行わなければ把握できない内容もあるため、障害者等を対象にアンケート調査を実施するものです。

2 対象者の抽出の考え方

本市の障害者手帳所持者の内訳を見ると、65 歳以上の身体障害者手帳所持者が圧倒的に多く、すべての手帳所持者の概ね半数以上を占めています（別紙 4「表 1」参照のこと）。

本アンケート調査の目的は、計画策定にあたり、今後の障害福祉サービスの利用意向や需要を導き出すことにあります。このため、65 歳以上の身体障害者手帳所持者の抽出率を 10%とし、他の区分については原則全数調査とします（別紙 4「表 2」参照のこと）。

これにより、本来、調査の主たる対象である 65 歳未満の障害者の意見をより多く聴取できることとなり、区分ごとの抽出数（案）は別紙 4「表 3」のとおりとなります。

3 アンケート調査の時期

2026 年 7 月に発送、7 月下旬～8 月を返送期限とし、回答期間は 1 か月程度とします。

4 アンケート調査票等について

設問項目（案）は別紙 5－1－1（18 歳以上）、5－2－1（18 歳未満）参照

依頼文（案）は別紙 5－1－2（18 歳以上）、5－2－2（18 歳未満）参照

調査票（案）は別紙 5－1－3（18 歳以上）、5－2－3（18 歳未満）参照